



歯周疾患検診は受けましたか

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

- 歯周疾患は、歯を喪失する原因の一つです。ぜひこの機会に受診しましょう。
- 期間 4月中旬～12月末
 - 場所 委託医療機関(要予約)
 - 対象者 今年度の対象者
 - 40歳(昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生)
 - 50歳(昭和46年4月2日～昭和47年4月1日生)
 - 60歳(昭和36年4月2日～昭和37年4月4日生)
- 70歳(昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生)
- 料金 700円
 - (町負担額2,966円)
 - 持参物 保険証、4月に送付した案内用紙
 - 内容 歯と歯周の検診、検診結果の説明、歯科保健指導



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

熊本西年金事務所 ☎(355)3261

- 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。年末調整や確定申告で社会保険料控除を受ける場合に必要のため、大切に保管してください。
- 今年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人へ、11月に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。
- なお、10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した人へ、令和4年2月に送付されます。
- 国民年金保険料は、1月～12月に納付した全額が所得税や住民税の「社会保険料控除」の対象です。家族分を納付した場合同対象です。



令和4年度学童保育の新規入所申し込みを受け付けます

NPO法人子育てサポート 学童クラブきくよう 事務局 ☎(237)6835

- 申込期間 12月6日(月)～10日(金)
 - 対象児童 町内の小学校に通う児童
 - 書類の配布 新1年生は10～11月に小学校で実施する就学時健診時に配布します。新1年生以外は事務局・各学童クラブにお問い合わせください。
 - 入所までの流れ
 - 1 申込書の提出
 - 2 親子面談
 - 3 入所の決定
 - 4 入所説明会
 - 5 利用開始
- ※ホームページから取得できます。
- 学童保育の入所は、家庭で保育できない状況にあることを提出書類で確認し、世帯や就労の状況に応じて入所選考基準に基づき事務局が決定します。



ホームページはこちら



県立図書館と連携サービスを開始します

県立図書館 ☎(384)5000

- 10月1日から、町図書館と県立図書館の連携サービスを開始しました。自分の携帯電話やパソコンを利用して県立図書館のホームページ内の「Myライブラリ」で県立図書館の資料を予約し、町図書館の窓口で受け取り・返却ができます。
- 利用には県立図書館の貸出カードの作成と、「Myライブラリ」の登録が必要です。カード作成は郵送でも受け付けています。
- 貸出期間は、配送期間を含めた3週間です。1回延長できます。



県立図書館ホームページはこちら

11月は「年金月間」、11月30日は「年金の日」です 年金制度に対する理解のため普及・啓発活動を行っています

一日年金出張相談所

■注意事項 予約はできません。個人の記録に関する相談は、「年金手帳」など基礎年金番号が分かるものと「運転免許証」などの身分確認ができるものが必要です。代理人が相談する場合は、委任状と代理人の身分確認ができるものが必要です。

■日時・場所

- 11月18日(木) 午前10時～午後3時 ゆめタウンはません 本館2階
- 11月25日(木) 午前10時～午後3時 ゆめタウン光の森 本館2階
- 11月29日(月) 午前10時30分～午後3時 鶴屋百貨店 地下2階 パーキング連絡通路

■問い合わせ

- 12 熊本東年金事務所 ☎(367)2503
- 9 熊本西年金事務所 ☎(353)0142



「ねんきんネット」をご利用ください

自分の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。

ねんきんネットをご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでも自分の年金記録を確認できるほか、次のようなさまざまな機能が利用できます。

- ・将来の年金見込額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・受給に関する各種通知書の確認など
- ・利用方法には以下の2つの方法があります。
- ・マイナポータルからログイン
- ・日本年金機構のホームページからログイン



11月1日(月)～11月30日(火)

保育所の入所申し込みを受け付けます

令和4年4月～6月に保育所の入所または転園を希望する人の申し込みを受け付けます。

令和4年度保育所等入所申込受付

■申込期間 11月1日(月)～11月30日(火)

■申込書類の配布場所

各保育園、子育て支援課、西部支所

■申込受付場所 第1希望の園

※家庭的保育室シェ・ヌヌ、あんよ保育室、町外の保育園を希望する人は子育て支援課に申込書類を提出してください。

■申込書類

- ・保育所等入所申込書
- ・就労(予定)証明書、自営業・農業従事申立書、母子健康手帳の写、病気の診断書、求職活動報告書、介護など保育できないことが分かる書類(保護者各人分)
- ※同居の祖父母が65歳未満の場合、祖父母分の書類も併せて提出してください。

11月から子育て支援課は本館2階から防災センター3階に移動します。来庁するときはご注意ください。



- ・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(児童1人につき1部)
- ・保育所等入所申し込みに関する確認票(児童1人につき1部)
- ・令和3年度所得・課税証明書(保護者各人分。令和3年1月1日の住所が町外の人のみ)

■その他

入所の要件や町内の保育所・認定こども園一覧などは町公式ホームページに掲載しています。詳しくはそちらをご確認ください。

■申し込み・問い合わせ

- 子育て支援課 保育所係 ☎(232)2202



町公式ホームページ